

令和元年度第5回古賀市補助金審査委員会 会議録（要点筆記）

【会議の名称】 第5回古賀市補助金審査委員会

【日時・場所】 令和2年1月20日（月） 14時00分～17時00分
市役所第2庁舎501会議室

【主な議題】

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 議事録の確認
4. 審査結果まとめ
5. 審査
 - ①古賀市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業補助金
 - ②古賀市ヘルス・ステーション設置事業補助金
 - ③古賀市骨髄等移植ドナー助成金
 - ④粕屋食品衛生協会古賀支部運営事業補助金
 - ⑤古賀市観光協会補助金
 - ⑥古賀市なの花祭り事業補助金
 - ⑦防災土養成講座補助金
6. その他
7. 閉会

【傍聴者数】0名

【出席委員などの氏名】

委員：宗像優委員長、今村晃章副委員長、小河武文委員、山崎あづさ委員
事務局：（財政課）柴田武巳課長、村松央規係長、木梨俊史主任主事、大川宗春主任主事
関係課：（介護支援課）星野美香課長、割石明日香係長、（予防健診課）長崎英明課長、前田典啓係長、阿部香織業務主査、（商工政策課）嶋田東子課長、井出公康係長、吉武真宏業務主査、（総務課）小山貴史課長、江野秀一郎係長

【庶務担当部署名】

総務部 財政課 財政係

【委員に配布した資料の名称】

資料番号	名 称
資料1	議事録<11月26日審査分>
資料2	審査結果のまとめ<11月26日審査分>

資料 3	個別補助金審査票
資料 4	個別補助金調書及び関係書類<1月20日審査分>
資料 5	前回審査の判定・診断結果

【会議の内容】

○審査

補助金名称：古賀市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業補助金
 開始年度：平成 17 年度
 交付対象：介護保険サービスのうち、訪問介護等を提供する社会福祉法人等で、県及び市に対し、利用者負担軽減制度事業の実施の申し出を行っている者

<質疑応答>

(委員) 補助開始から 14 年が経過しているが、対象件数を把握しているか。

→ (介護支援課) 平成 23 年度の 1 件のみ把握している。それ以前の分は把握していない。

(委員) 対象者が少ない印象だが、今後の見通しはあるか。

→ (介護支援課) 本制度については国から毎年説明があり、担当課長会の説明会の感触としては、事業は継続されるものと感じている。介護保険制度でも低所得者対策についての様々な制度があるが、5 年程度で国の方向性が変わるとは思えないため、今のところ継続していく予定。

(委員) 高齢化率や生活保護受給者数の増加等の外部要因を踏まえ、古賀市内で本補助金に対する対象者数等の状況を把握しているか。

→ (介護支援課) 消費税増税に伴う保険料の軽減制度等もあるため、現況では本補助金の利用者数は僅かな人数と見込んでいる。一方で、古賀市の高齢者人口は推計では 2045 年まで増加する見込みであることや、団塊の世代の高齢化により、80 歳以上の人口増加が懸念されることもあり、今後ニーズが増加することも考えられる。

(委員) 本補助金の対象者に成り得る条件は。

→ (介護支援課) 一人暮らしで不動産等の資産を所有していないこと、要介護度は 3 以上で施設入所の対象ではあるものの、1 割の自己負担の影響で入所できていないこと等が条件として想定され、また、県・市への申請を経た社会福祉法人でないと補助対象にはならない。

<委員のコメント>

(委員) 相談に応じ情報提供等に努めることが重要で、対象に成り得る方を把握して状況把握しておくことも重要。

(委員) 制度の周知に引き続き努めていただきたい。

(委員) 制度自体の見直しは困難と思うが、制度の趣旨が達成できるように引き続き取り組んでいただきたい。

(委員) 制度の周知に努め、対象者の見通し等を把握することが重要。

補助金名称：古賀市ヘルス・ステーション設置事業補助金

開始年度：平成 26 年度

交付対象：1 の行政区を単位として設置されたヘルス・ステーション運営委員会

<質疑応答>

(委員) 要綱の改正により補助率が変更されているが、変更した経緯は。

→ (予防健診課) 補助金を活用した行政区から、継続した支援の要望があったことから制度を見直した経緯がある。

(委員) 最高で 4 年間補助金を活用できるのか。

→ (予防健診課) 現要綱に定める終期としては 2023 年度までとしているが、現段階では継続した支援を想定している。国としても健康寿命の延伸という大きな方針の中で、通いの場の創出という方向性があるため、終期である 2023 年度に補助制度を見直す予定としている。

(委員) 平成 30 年度の補助実績を見ると、ヘルス・ステーション運営委員会から申請されているものと行政区から申請されているものがあり、要綱の交付対象と異なっているが、その理由は。また、収支報告の点では、収入が市補助金のみの団体、会費の徴収を行っている団体、行政区からの補助をうけている団体等様々な実態になっていて、対象者や財政状況についても不明確である。

→ (予防健診課) 行政区に 1 つヘルス・ステーションの設置が可能で、行政区の了承を得て申請してもらう仕組みとなっている。申請者名が運営委員会名となっているものは、ヘルス・ステーションの企画運営を行政区の部会等で行い、行政区とは別に位置付けている場合である。収支の件については、行政区からヘルス・ステーションへ支援する余裕がある行政区もあれば、補助金を活用せず事業を実施している行政区もあり、様々な形態で事業を実施されている現状がある。会費については、参加者からの負担金を徴収しているものが計上されていて、対象者については、特に要件は設けていない。

(委員) 財政課指摘にあるように、将来的にヘルス・ステーションの自立に向けた取組を検討しているか。

→ (予防健診課) 地域によって資金力も様々であるため、終期である 2023 年度を目途に検討を行う予定。参加者が増えてきている地区については、参加費の徴収等を提案していく予定。補助金を受けずに事業を実施している 3 地区については自立していく可能性もあると考えている。

(委員) 庄北区は過去の規定のもと、10 万円を 2 年間受領していて、現在は新たな要綱に基づき 3 万円を受領しているが、補助対象の整理はどのようにしているか。

→ (予防健診課) 新たな要綱を設ける際の整理としては、過去の補助金受領の回数に関わらず、3 万円を支給することとしている。

(委員) 高齢者を対象としているものが多いと思うが、子ども向けの取組は実施しているか。

→ (予防健診課) 子どもが参加している事例としては、花鶴丘 3 丁目区は小学生にも声をかけて健康測定等のイベントを実施している。子ども会育成会と連携すれば様々な取組に結びつくと思われるが、現状では連携がうまくいっていない。

(委員) 46 行政区のうち何ヶ所ヘルス・ステーションが設置されているか。また市としての目標は。

→（予防健診課）12行政区で設置済。市としては全46行政区を目標にしているが、ヘルス・ステーションに限らず、地域が主体となった健康づくりを推進していくことが最も重要と考えている。

<委員のコメント>

（委員）自立を促さなければ、自立せずに延々と補助金を出し続ける団体が増えていくことになる。要綱見直しと併せて動くのか、事前協議して先行して対応するのとは、その後の進捗に影響が出る。そもそも自分自身の健康のことなので、補助金がないと事業ができないようでは制度設計として問題がある。区の補助や民間助成金等も考えられるし、負担金を徴収して、その範囲で事業を行うこともできる。各団体がそれぞれ資金調達を意識することが重要で、担当課としても認識していただきたい。自立の手法をアドバイスすることも重要と考える。

（委員）多くの行政区で事業実施をめざしていただき、併せて自立に向けた検討を担当課としても意識する必要がある。

（委員）行政区毎に収支にバラつきがあることについては整理が必要。額ありきではなく、自立も視野に入れて活動を展開していく必要がある。

（委員）あらゆる世代が参加できるような取組が重要。また、収支が額ありきに見えるため、参加費を徴収する等、自立に向けて検討していく必要がある。

（委員）財政課指摘の補助対象経費の在り方は検討が必要。

（委員）幅広く活動しやすいように現要綱に補助対象経費を定めているなら、幅広く活動していくために、団体自身で資金調達を行う必要がある。市として健康づくりに対する成果・効果を求めるのであれば、補助対象経費を細かく明記する必要がある。

補助金名称：古賀市骨髄等移植ドナー助成金

開始年度：平成29年度

交付対象：(1)財団が実施する骨髄バンク事業においてドナー登録を行い、骨髄等の提供をし、財団が発行する骨髄等の採取術が実施されたことを証する書面を取得した者
(2)骨髄等を提供した日及び第4条に規定する交付申請をする日において、古賀市の住民基本台帳に記録されている者
(3)ドナー休暇制度を設けている企業又は団体に属さない者
(4)市税等の滞納がない者
(5)他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていない者

<質疑応答>

（委員）日額2万円を1週間分で上限14万円ということだが、実績としては、補助金の範囲内で収まっているのか。

→（予防健診課）古賀市では交付実績が1件しかないが、その実績では1週間で終わっており、全国の例を見ても現行の補助対象の範囲内で収まるものと考えている。

（委員）専業主婦や自営業者、学生等は適用されるのか。また、有給休暇等を取得した場合の考え方はどのように整理されているのか。

→（予防健診課）対象者については、ドナーになることで収入に影響がある方を対象にしており、改正前は有給休暇取得時も補助対象にしていたが、県の要綱改正でも有給休暇の取得時

は補助対象外になったことから、本市もそれに併せて要綱改正し対象外にしている。

(委員) 要綱のどこで明記しているのか。

→ (予防健診課) 要綱第2条の無職を除くという箇所が該当。

(委員) 育児休暇、病気休暇の取り扱いは。

→ (予防健診課) 要綱では細かく明記していないが、対象外と考えている。自営業者等の、ドナーになることによって収入が減額する方を想定している。

<委員のコメント>

(委員) ドナーについての情報は一般的に知られているが、本補助金のような制度も周知が重要と思う。

(委員) 補助制度の周知を徹底していただきたい。

(委員) 経済的な負担は収入だけとは限らないため、仕事をしている方だけを補助対象にしていることについて、ニーズや補助金の使いやすさも含め検討すべき。有給休暇は権利であるため、補助対象外にしていることは疑問が残る。

(委員) 補助制度の周知徹底を行い、利用者のニーズや意見を集めて、事業の見直しに活かしていただきたい。

補助金名称：粕屋食品衛生協会古賀支部運営事業補助金

開始年度：平成20年度

交付対象：粕屋食品衛生協会古賀支部

<質疑応答>

(委員) 決算書の支出の部で、運営費を除いた事業費に補助金が充当されているという認識でいいか。

→ (予防健診課) 委員お見込みのとおり。

(委員) 過去から定額での支出が続いているが、補助対象経費を整理し、自立も含め検討が必要。

→ (予防健診課) 事業の見直し等、総合的な見直しが必要と考えている。食品衛生協会が、会員から会費として2千円程度徴収し、助成金として配分を受けているものになる。

(委員) 研修のテキスト代等は市が負担しているのか。

→ (予防健診課) 古賀支部の指導員が参加する研修に対し支出しているもの。

(委員) 市からの補助金20万円は数字として根拠があるか。また、他の自治体と比較すると高額な印象を受けるが、実績は伴っているか。

→ (予防健診課) 啓発等の経費をもとに額の決定をしたのではないかと想定される。他市とは比較していないが、粕屋地区内では、人口比で比較すると、会員になっている法人が多い印象。古賀市内には488の会員がいて、食中毒の件数は過去5年0件と、事業目的の達成に寄与していると感じている。

(委員) 粕屋管内の食中毒の実績を把握しているか。

→ (予防健診課) 自治体は特定できないが、4件発生している。

<委員のコメント>

- (委員) 補助率は2分の1として、収入が減った分は自己調達にする検討が必要。
- (委員) 補助対象経費を明確にして、補助金額に見合う事業を実施していく必要がある。
- (委員) 要綱の見直しと併せて補助対象事業を明記する必要がある。
- (委員) 要綱の整理等を行い、食中毒が発生しないよう引き続き取り組んでいただきたい。

補助金名称：古賀市観光協会補助金

開始年度：平成15年度

交付対象：古賀市観光協会

<質疑応答>

(委員) 市は古賀市観光協会と古賀市商工会へそれぞれ補助金を交付しているが、観光協会の平成30年度収支決算書を見ると、商工会から観光協会へ50万円を補助している。また、観光協会が平成30年度に繰越金68万円が発生している。市から補助金を交付している団体が団体間で補助していることと、その補助金50万円の必要性について、内容を整理しているか。

→ (商工政策課) 市から商工会への補助金は運営補助として支出しており、主に経営指導に係る経費について補助しているため、商工会から観光協会への補助金には市の補助金は含まれていない。繰越金の件については、観光協会への補助金は主に人件費に充てているため繰越金に市の補助金は含まれていない。観光協会で実施する事業について、過年度の事業費の増減により現在の繰越金額になったと考えている。

(委員) 68万円の繰越金が発生している現状で、商工会からの補助金50万円は必要か。

→ (商工政策課) 商工会、観光協会はそれぞれ対象としている会員や事業内容も異なることもあり、商工会では担えない部分を観光協会が担っているという趣旨で、商工会から支援を受けていると思われる。

(委員) 団体として、法人税の納税を実施していないのか。

→ (商工政策課) 法人格のない団体であり、法人税の納税は実施していない。

(委員) 繰出金として花火大会会計へ支出しているが、実態を把握しているか。

→ (商工政策課) 詳細の帳簿は持ち合わせていないが、過去花火大会を実施した経緯があるため、観光協会としては復活させたいという趣旨から、毎年定額の積立を実施している。

(委員) 花火大会の調査研究の状況を把握しているか。

→ (商工政策課) 近隣で花火大会を実施している福津市の状況を確認し、意見交換等も実施していると聞いている。

(委員) 補助金390万円の大半が人件費に充当されているが、そもそも問題ないか。

→ (事務局) 補助金のガイドラインでは、原則人件費に充てないように明記しているが、事業内容によっては、人件費への充当も有り得ると考えている。

→ (商工政策課) 組織の自立について指摘を受けていることも承知している。一方で、市として観光振興は重要な施策と考えているため、今後在り方を検討していく必要があると考えている。

(委員) 納税の件については、税務署へ確認しているか。それとも市の判断として納税していないのか。

→（商工政策課）市から税務署へ確認していないが、過去一般社団法人化の検討にあたり検討した上での現在の判断と考えている。

（委員）平成 25 年に事務局長職を設け、市の OB をあてているが、現在と同一の人物か。また、事務職員の具体的な人件費の内訳を把握しているか。

→（商工政策課）事務局長は市の OB を採用している。事務局長が約 240 万円、事務職の人件費が約 100 万円である。

<委員のコメント>

（委員）外部に対して、補助金見直しガイドラインで原則補助対象経費とされている人件費を、市が出し続ける説明ができるかがポイントになる。団体の自立を促すのであれば、補助金を減額していくなどの対応が必要。経過年数を考えると、補助金無しでは運営できない体制になっていることも考えられるが、他市町村には観光協会と名のつかない NPO で自立できている団体も存在するので、自立できない理由にはならない。市のパートナーと考えるのであれば、補助金の見直しに早期に着手すべき。

（委員）補助金の必要性は理解できるが、要綱も含めて補助対象経費を精査することが必要。市からの補助団体間の補助の在り方については疑問が残る。

（委員）補助金充当先の多くの部分が人件費となっており、特定の団体にそのような支出を行うことは、市民の理解を得にくいと思うため、対象経費を精査することが必要。また、結果的に観光協会には市 OB が在籍していることから、市民があらぬ疑念を持たないような補助金の出し方に見直していくことが必要。

（委員）収入の約 7 割が市から支出されていること、また、補助金充当先の多くの部分が人件費となっていることから、補助対象経費や要綱を早期に見直し、適切な事業の在り方を検討することが必要。

（委員）補助団体間の助成については、観光協会の経営指導を商工会が行う等、自立に向け、お金ではない支援もできるのではないか。

補助金名称：なの花祭り補助金

開始年度：平成 13 年度

交付対象：なの花祭り実行委員会

<質疑応答>

（委員）区の特別会計から収入を得ているが、区の特別会計の詳細は。

→（商工政策課）地元行政区である筵内区から、実行委員会に対して 55 万円の補助金が支出されているもの。

（委員）平成 28 年度から平成 29 年度にかけて補助金額が変動しているが、定期的に補助金額の見直しを実施しているのか。

→（商工政策課）予算要求前の事前協議を行っているが、イベント参加者が増加している傾向ということもあり、地域からの要望で、仮設トイレの設置費用を増額しているもの。

（委員）要綱に定める終期が到来した後の事業展開を想定しているか。

→（商工政策課）終期に併せて補助金の在り方を見直す予定にしているが、地域のコミュニテ

ィの方々を中心に事業していることもあり、メディアでの注目も高く、市内外からの集客もあるため、継続していきたい意向はある。

(委員) 区の特別会計から多額の資金が出ているので、実態として区の事業に近いものになっているはずだが、補助金を出している意図は。

→ (商工政策課) 市外からの集客が多く、JR九州ウォーキングとタイアップしていることもあり、約7千人と来場者も多い。市のPRとしても効果が出ていると感じていて、市の総合振興計画にも明記してある重要な事業として認識している。

(委員) なの花祭りが始まった経緯は。また、花を活用した取組を実施しているか。

→ (商工政策課) 平成13年に農道が整備されて、その賑わい創出として始まったもの。

5.9ha、500万本の花が例年咲いているが、菜種油等の活用は実施しておらず、種を次年度事業へ活用していることは確認している。

<委員のコメント>

(委員) 補助対象経費が10分の10になっているため、将来的に2分の1を視野に事業を見直すべき。来場者が多いのであれば、募金箱を設置するなど、少しでも自主財源の確保に取り組むべき。

(委員) 引き続き事業に取り組んでいただきたい。

(委員) 市の重要な施策であるということなので、事業が継続していけるよう努めていただきたい。

(委員) 引き続き補助事業の成果を把握し、なの花の活用等、事業の発展を検討することも重要。出展料を徴収する等、自主財源の確保に向けても取り組んでいただきたい。

補助金名称：防災士養成講座補助金

開始年度：平成29年度

交付対象：防災士認証登録を受けようとする者であって、下記のいずれにも該当するもの

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 自治会又は自主防災組織に所属している者
- (3) 自治会長又は自主防災組織の会長が推薦する者
- (4) 防災士認証登録を受けた後、防災リーダーとして市内の自主防災組織で活動する意志のある者
- (5) 防災士認証登録を受けた旨の情報を市長が市内の自主防災組織に提供することに同意する者
- (6) 防災士認証登録に関し、他の助成制度による財政的支援を受けていない者又は受ける予定でない者

<質疑応答>

(委員) 補助金ができ経緯は。

→ (総務課) 市の防災施策の一環で、自助・共助はもとより防災力向上を一層図るため、地域で防災リーダーになるような人物を発掘してもらうきっかけづくりとして補助制度を設けたもの。

(委員) 今年度2名の実績があるが、防災士取得に至った経緯等を把握しているか。

→ (総務課) それぞれ背景は異なり、地域で防災活動を過去されてきた方で、行政区の会合で話をする際に防災士の必要性を感じ取得された方、また、自主防災組織の会合で市から補助金の制度を周知したところ、地元から消防団OBの方を推薦していただいた経緯がある。

(委員) 今後の事業展開を想定しているか。

→ (総務課) ようやく軌道にのってきた感触があるため、事業を継続していきたいと思っている。

(委員) 市内の防災士取得者数を把握しているか。

→ (総務課) 手持ち資料では正確に回答できないが、20数名と認識している。

(委員) 防災士取得者数について目標等の指標を持っているか。

→ (総務課) 46の自主防災組織毎に最低1名いることが望ましいと考えている。

(事務局) 補助額について追加説明すると、補助上限額3万円について、通常、防災士認証登録は一般の方で約6万円がかかるので、その1/2として設定している。また、消防団員については免除される内容もあるため、8千5百円で取得できる。

<委員のコメント>

(委員) 過去は資格取得に10万円以上の経費がかかっていたと思うが、防災士を増やしていくことを推進するには、市主催の養成講座を実施する等、参加費用を安く抑えるほうが効果が高いと思われる。

(委員) 補助金に限らず、防災士を増やすための取組を引き続き検討していただきたい。

(委員) 現状維持ではなく、防災士取得者を増やすためには、補助金ではない新たな取組を検討する必要がある。

(委員) 補助制度の周知をはじめ、資格取得者に対するフォローを行うことも重要。

(委員) 市内に有資格者が多数いるため、企業内での活用に留まらず様々な手法でアプローチすることも考慮してはどうか。

○その他

(事務局) 今年度審査予定の内容については、本日で終了した。次回は2月25日の委員会で、今年度審査した補助金について補助団体から意見が提出されたものについて再審査を行い、その後、答申のまとめを実施したいと考えている。

(委員長) 以上をもって、令和元年度第5回補助金審査委員会を終了する。